

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 37 回残留農薬部会

日時 : 2005 年 4 月 18 日 (月) ~ 4 月 23 日 (土)

場所 : ハーグ (オランダ)

議題

1.	議題の採択
2.	報告者の選任
3.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4.	2004 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会合からの一般審議事項の報告
5.	経口摂取量に係わる GEMS/Food の進捗報告
6.	確率論的モデリングに関する討議資料: 最大残留基準値(MRL)は健康保護のための基準値か、貿易のための基準値か?
7. (a)	食品および飼料の MRL 案及び原案 (ステップ 7 及び 4)
	急性経口摂取について懸念のある CXL 及び MRL のリスト
(b)	より安全な代替農薬の各国基準を暫定コーデックス MRL として検討するためのパイロットプロジェクト
8.	加工または調理済み食品の MRL の設定
9.	本部会が農薬の MRL を設定する際のリスク分析方針
10.	残留農薬分析法に係わる検討事項
(a)	残留農薬の同定、確認及び定性分析における質量分析の使用に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
(b)	結果の不確かさの推定に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
(c)	測定における不確かさの使用や影響について
(d)	残留農薬分析法リストの改訂原案 (ステップ 4)
11.	農薬に関するコーデックス優先リストの設定
(a)	JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) に評価を依頼する農薬の優先順位付けのための規準の改訂案
12.	食品及び飼料のコーデックス分類の改訂原案 (ステップ 4)
13.	その他及び今後の作業
14.	次回会合の日程及び開催地
15.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2005 年 4 月 16 日 (土) に「農薬のコーデックス優先リストの設定に関する特別作業部会」が、また会合期間中の 4 月 19 日 (火) に「分析法に関する特別作業部会」が開催された。

第 37 回残留農薬部会 (CCPR) 概要

1 開催日及び開催場所

平成 17 年 (2005) 年 4 月 18 日 (月) ~ 4 月 23 日 (土)
 ハーグ (オランダ王国)

2 参加国及び国際機関

60 加盟国、1 加盟機関、14 国際機関が参加

3 我が国からの出席者

農林水産省

消費・安全局消費・安全政策課	課長	山田 友紀子
消費・安全局農産安全管理課	課長補佐	小倉 一雄
独立行政法人農薬検査所検査部農薬残留検査課	課長補佐	池田 淳一

内閣府

食品安全委員会事務局評価課	課長補佐	木下 光明
---------------	------	-------

厚生労働省

医薬食品局食品安全部基準審査課	課長補佐	宮川 昭二
医薬食品局食品安全部基準審査課	主査	駄場 正樹

環境省

環境管理局水環境部土壌環境課農薬環境管理室	係員	野坂 佳伸
-----------------------	----	-------

※以下は、主要な議題のみを抜粋したものである。

議題 6 確率論的モデリングに関する討議資料：最大残留基準値(MRL)は健康保護のための基準値か、貿易のための基準値か？

オランダより事前に配布された資料に基づき説明が行われ、「全人口」と「摂取者のみ」という議論は「ある作物のみの摂取 (point estimate)」と「確率論的手法 (probabilistic approach)」という議論とは同じではなく、確率論的手法 (摂取) は摂取者のみに基づき、ある作物のみの摂取は全人口に基づくものであるということであった。

結論として、当部会では食品中に残留する農薬量がコーデックスの基準値に収まって

いる場合は消費者にとって安全であるにちがいないことから基準値を設定し、これまでの政策どおり J M P R より急性参照値 (A R f D) を超過するという報告があった場合は、基準値のステップを進めないこととした。

議題 7 (a) 食品および飼料の残留農薬基準値 (MRLs) 案の検討

今回の部会では、従来の個別農薬に係る基準の検討に加え、J M P R の報告に基づき香辛料の残留基準案及び乾燥唐辛子の残留基準案についても検討がなされた。

今回の部会で検討がなされた個別農薬は次のとおり。

Captan(007), Carbaryl(008), Chlorpyrifos(017), Diazinon(022), Dimethoate(027), Fenitrothion(037), Folpet(041), Malathion(049), Paraquat(057), Parathion-Methyl (059), Thiabendazole(065), Carbendazim(072), Disulfoton(074), Dodine(084), Fenamiphos(085), Pirimiphos - Methyl(086), Chlorpyrifos-Methyl(090), Methomyl(094), Acephate(095), Carbofuran(096), Methamidophos(100), Pirimicarb(101), Phosmet(103), Dithiocarbamates(105), Phorate(112), Aldicarb(117), Oxamyl(126), Triadimefon(133), Deltamethrin(135), Prochloraz(142), Carbosulfan(145), Ethoprophos(149), Dimethipin(151), Propiconazole(160), Tolyfluanid(162), Oxydemeton-Methyl(166), Triadimenol(168), Bentazone(172), Fenpropimorph(188), Fenpyroximate(193), Haloxyfop(194), Chlorpropham(201), Spinosad(203), Esfenvalerate(204), Cyprodinil(207), Famoxadone(208), Methoxyfenozide(209), Pyraclostrobin(210), Fludioxonil(211), Metalaxyl - M(212), Trifloxystrobin(213)

議題 7 (b) より安全な代替農薬の各国基準を暫定コーデックスMRLとして検討するためのパイロットプロジェクト

パイロットプロジェクトにおいて改訂を行った暫定コーデックスMRL (暫定基準) 作成手続きに関する文書を部会報告書に添付することとし、パイロットプロジェクトに関しては新たな物質について検討を行わず、パイロットプロジェクトWGでプロジェクト評価書を作成し次回部会において議論することとした。

検討をおこなってきた農薬 (3剤: ビフェナゼート, フルジオキシニル及びトリフロ

キシストロビン)の暫定基準案は、総会において最大4年間を期限とした暫定基準である旨を付した上でステップ8で採択するよう勧告した。

また、JMPRで評価されたにもかかわらず、国内で行なったリスク評価結果を理由にMRLの採択を反対することにより、当部会での基準値の決定が進まないという状況が生じていることから、基準採択に係る判断基準を検討する必要がある旨、米国より提案され、作業部会(米国、日本、EC、カナダ、豪州、NZ及びC L Iが参加)を設置し検討することとなった。

議題9 本部会が農薬のMRLを設定する際のリスク分析方針

議長と我が国によって作成されたリスク分析方針について、一部修正のうえ、総会においてステップ5での採択に付することとされた。

議題10 残留農薬分析法に係わる検討事項

これまでのオランダを座長とする残留農薬分析法の検討を踏まえ、当部会は、

- 1) 「残留農薬の同定、確認及び定性分析における質量分析の使用に関するガイドライン原案」については、現行の「残留農薬分析適正化ガイドライン」に加えることとし、ステップ5/8での採択、
 - 2) 「結果の不確かさの推定に関するガイドライン原案」については、ステップ5での採択、
- を総会に勧告することに合意した。

不確かさの評価についてはコンセンサスが得られているが、測定の不確かさをどのように使うかという点については見解や具体的な適用方法に各国間に大きな違いがあり、ガイドライン案において不確かさの使用法に関する勧告が盛り込まれている。